

放課後児童クラブについて

1. 対象となる児童

旭市の小学校に在学し、放課後帰宅しても、就労などの理由で保護者が家庭にいない児童。
定員を上回った場合は、1～3年生の児童が優先になります。

次の場合は利用できません。

- ・子どもを保護できる家人がいる場合
- ・区域外就学で祖父母宅が帰宅先の場合
- ・現在、在籍者で納期限分の受託料が未納の場合

2. 利用時間やお休みについて

- ・月曜日～金曜日……………下校時(放課後)～午後6時まで
- ・土曜日……………午前8時～午後6時まで
- ・延長保育……………午前7時30分～午前8時
午後6時～午後6時30分
- ・長期休業(春、夏、冬)・県民の日、振替休業日…午前8時～午後6時まで
日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みになります。
台風等、風水害の恐れがある日や警報がでたときもお休みになります。

3. 利用にかかる費用について

受託料	・月～金曜日	：	月額	5,000円
	・土曜日も利用	：	月額	7,000円
	・8月の利用	：	月額	10,000円
	・延長保育	：	月額	1,000円
保険	・傷害保険	：	年額	800円(利用者全員加入)

4. 受託料の免除について

下記の世帯は、受託料が免除になります。利用決定後に申請してください。

- ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯
- ・市民税の所得割が非課税の世帯

5. 利用の停止や、退所について

長期間利用しない場合や、退所するときは、前月の15日までに児童クラブか教育総務課に「加入変更届」や「退所届」を提出してください。

受託料の滞納が続く場合は退所していただく場合があります。

6. お弁当や、おやつ等について

学校給食が無い日は、お弁当と飲み物を持参してください。

おやつについては各クラブの指示に従ってください。

7. 申込に必要な書類について

チェックリストで提出書類をご確認ください。

- ① 児童クラブ加入申込書
- ② 加入申込調査書……健康状態、成長・発達で不安や心配なこと等詳しくご記入ください。
- ③ 承諾書
- ④ 緊急連絡先報告書及び通学経路の略図
- ⑤ 保育することができないことを証明する書類
 - ・就労の場合 : 就労証明書 ※世帯全員分成人の方
 - ・就職先内定の場合 : 就労証明書(発行されない場合は申立書)
 - ・求職中の場合 : 申立書(求職中の旨を記載)
 - ・出産予定・出産直後の場合 : 申立書 と 母子手帳
 - ・病気やケガ、看護や介護の場合 : 申立書 と 診断書
 - ・心身に障害を有している場合 : 身体障害者手帳又は療育手帳
 - ・その他 : 申立書(保育できない理由を証明する添付書類が必要)

8. 書類の提出先について

- ・初めての申込 : 旭市教育委員会教育総務課(旭市役所 4 階)
- ・引続きの申込 : 入所している児童クラブ

9. 問合せ先

旭市教育委員会 教育総務課 指導班 0479-85-8634

場所 旭市二の2132番地 旭市役所4階